

コンプライアンス案件についての報告

区 分	報告	対象範囲	オルタナティブ投資室
エグゼクティブサマリー ○ について、新規投資に際し昨今報告された事案（内部通報及び外部通報に関する規程に基づき通報を受けた 2 案件）に照らし、国民の疑惑や不信を招くことの無いよう配慮が必要。 ○ そのため、昨年度の監査委員会調達案件と同様、経営委員会に、当該事案の概要とともに、再発防止策を報告する。			
バックグラウンド ○ 案件 1 は、 に関する案件、案件 2 は、 に関する案件。 規程に基づきコンプライアンス・オフィサーが調査 ○ 通報を踏まえ、案件 1 に関しては、全ての 業務を一時停止、案件 2 については、当該出張は取り止めるとともに、業務について一時停止。			
今後の手続 ○ 規程に基づき、検討の上、理事長は、速やかに再発防止策を実施。 ○ 規程に基づき、必要に応じ懲戒処分を実施する必要がある場合には、懲戒委員会を開催。 懲戒処分が行われた場合には、規程に基づき速やかに公表。 ○ 懲戒処分等の結果については、経営委員会に報告予定（5月を予定）。			

事案1（国内特化型P E案件）の概要等①

【平成31年1月17日（木）】

①企画部企画課による通報事案受付

（概要）

- ・ [] のA氏が、 [] の選考の際、選考された投資一任業者が購入する可能性のある []
B社のC氏に対し、B社の []、誤解を与えかねない言動をしている。
- ・ 1月21日（月）から国内特化型P E投資一任業者の2次審査が開始されるが、A氏が選定に関わっており、B社 []
を有利に取り扱う行為を行う可能性があり、公募の公正性をゆるがす懸念があることから、この事実を知らなから2次
審査を予定とおり進めてよいのか、また、このような行為を行っているA氏が選定の一員でよいのか懸念している。

【平成31年1月17日（木）】

②事案報告

規程に基づき、コンプライアンス・オフィサーに報告するとともに、理事長、理事、総務部長、監査委員に報告。

【平成31年1月21日（月）】

③予防的措置の要請

業務（内部検討等を含む。）について、一時停止。

事案 1 の概要等②

【平成31年1月18日（金）～3月15日（金）】

④規程に基づきコンプライアンス・オフィサー（指定職員を含む。）において聞き取り、書面調査等の必要な調査を実施

- ・ A氏、B社と、GPIFからの投資意向や投資規模感等について意見交換を行っていたこと、他のファンドとは投資一任業者による投資なので、そのような意見交換を行っていなかったこと等、認定。ただし、B社の費用負担での会食等は認められなかった。
- ・ 、本件以外に不適切な行為が行われていなかったかどうか確認（調査方法の適正性について弁護士に確認）。

⑤ A氏の行為が職員入札妨害罪等の構成要件を満たさないか専門の法律家
会
に意見照
職務違反ではあるが構成要件に該当しないとの見解。

【平成31年3月19日（火）】

⑥調査結果報告（理事長、理事、総務部長、監査委員）

「4. 調査結果」抜粋

（1）（2）（略。処分等の検討等についての記載）

（3）再発防止策としては、事案の深い受け止めを踏まえ、①ファンド関係者との接触の際のルールの明確化、②コンプライアンスの一層の徹底、③その他 業務再開の際の適正性確保のための必要な措置を検討すべきである。

事案2 (インフラ共同投資案件) の概要等①

【平成31年2月21日（木）】

①企画部企画課による通報事案受付

(概要)

- ・ 投資の準備が、リスク管理等について十分な議論がなされないまま、性急に進められており懸念がある。
- ・ また、この準備手続において、G氏等が 出張・訪問しており、 にも出張・訪問することとなっているが、 利害関係者に相当するH社が出張のアテンドすることになっている。 の出張のアテンドもH社が行っており、コンプライアンス上懸念がある。

【平成31年2月22日（金）】

②事案報告

- ・ 規程5条に基づき、コンプライアンス・オフィサーに報告するとともに、理事長、理事、総務部長、監査委員に報告。

②'予防的措置の要請

- ・ 直前であったものの、予定されていた からの出張について当該出張は取り止めるとともに、 業務につ

事案 2 の概要等②

【平成31年2月25日（月）～3月15日（金）】

③規程に基づきコンプライアンス・オフィサー（指定職員を含む。）において聞き取り、書面調査等の必要な調査を実施

- ・ 本件 の進め方自体について、コンプライアンス違反は認められなかった。
- ・ 予定及びこれまでの出張について G 氏等の出張に対する H 社によるアテンドが認められた。ただし、H 社の費用負担での会食等は認められなかった。

【平成31年3月19日（火）】

④調査結果報告（理事長、理事、総務部長、監査委員）【調査結果概要】

「4. 調査結果」抜粋

（1）（2）（略。処分等の検討等についての記載）

（3）再発防止策としては、事案の深い受け止めを踏まえ、①正当な理由がないアテンド禁止等、ルールの明確化、②コンプライアンスの一層の徹底、③その他 業務の適正性確保のための必要な措置を検討するべきである。

【平成31年4月5日（金）】

- ・ 調査方法の適正性について、弁護士に確認依頼

(再発防止策等)

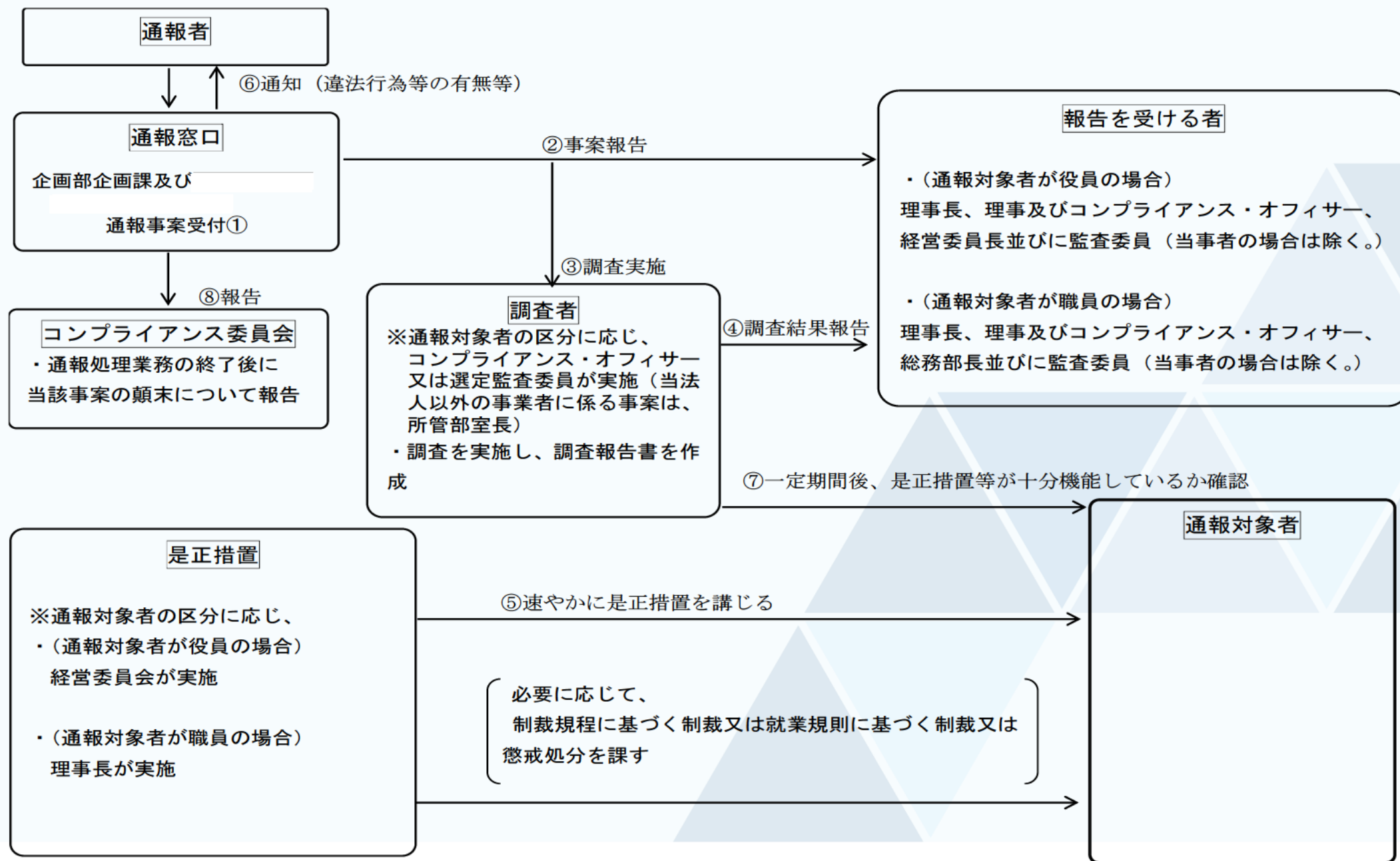
案件 1

- ①ファンド関係者との接触の際のルールの特明確化
- ②コンプライアンスの一層の徹底
 - ・役職員全員に対する理事長からの訓示
 - ・上記①について、コンプライアンスハンドブック等へ記載し役職員へ周知徹底を図る。
 - ・処分対象者に対するコンプライアンス研修実施（eラーニング受講）
- ③ 業務再開の際の適正性確保のための必要な措置を検討

案件 2

- ①正当な理由がないアテンド禁止等、ルールの特明確化
- ②コンプライアンスの一層の徹底
 - ・役職員全員に対する理事長からの訓示
 - ・上記①について、コンプライアンスハンドブックへ追記し役職員へ周知徹底を図る。
 - ・処分対象者に対するコンプライアンス研修実施（eラーニング受講）
- ③ 業務の適正性確保のための必要な措置を検討

(参考1) 内部通報・外部通報の事務フロー



(参考2) 懲戒処分の事務フロー

